

岩手県告示第 735 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
はやて薬局	盛岡市盛岡駅前通 10 番 14 号	平成 18 年 6 月 16 日
よしき歯科クリニック	盛岡市上田一丁目 3 番 10 号イースタンキャッスル 1 階	平成 18 年 6 月 16 日
ちあき眼科クリニック	盛岡市山岸二丁目 9 番 25 号	平成 18 年 6 月 8 日